議案第４５号

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により、地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和８年９月３日提出

越前町長　　髙　田　浩　樹

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

（越前町監査委員条例の一部改正）

第１条　越前町監査委員条例（平成１７年越前町条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第２条中「法第２４３条の２の８第３項」を「法第２４３条の２の９第３項」に改める。

（越前町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第２条　越前町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成１７年越前町条例第１７７号）の一部を次のように改正する。

第５条中「第２４３条の２の８」を「第２４３条の２の９」に改める。

（越前町国民健康保険織田病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第３条　越前町国民健康保険織田病院事業の設置等に関する条例（平成１７年越前町条例第１８０号）の一部を次のように改正する。

第４条中「第２４３条の２の８第８項」を「第２４３条の２の９第８項」に改める。

附　則

この条例は、令和８年９月２４日から施行する。